



福祉だより

パート ⑱

母子家庭・ 寡婦のみなさんの相談所

次のような機関があります。
お気軽にご相談ください。

母子相談員

海匝支庁社会福祉課（☎62-2531）で母子家庭・寡婦のみなさんの相談に当たる専門職員です。

家庭紛争・児童の養育・資金の貸付等の相談に専門的な立場でお答えします。

児童委員

民生委員が兼ねて児童委員を務めています。民生児童委員は、社会福祉施策全般の普及に努めています。

児童扶養手当の受給に必要な事実証明をします。

母子福祉推進員

母子家庭・寡婦のみなさんの一番身近な相談相手です。町母子寡婦福祉会のみなさんの活動を支援したり、みなさんの家庭を訪問し相談に応じます。

（町内の母子福祉推進員のみなさんは、下表のとおりです。）



氏名	電話	担当地区
高梨春子	85-0186	篠本一・二・三区
鈴木良子	85-1100	新井・宝米・二又
鈴木重子	85-0081	小川台・母子・小田部・台
飯島紀美子	85-1174	芝崎・傍示戸・富下・虫生
越川弘子	84-0337	橋場・桑郷
鈴木登美枝	84-0551	古屋・作間内・宮内
浅野一子	84-0475	谷中・入・西高野・原方・篠原
椎名トシ	84-0419	辻・木戸・長塚・五ノ神
浅野恵子	84-0206	白磯・関
石井日出子	84-0625	尾垂五・六区

母子家庭のみなさんへ 医療費の助成

18歳未満の児童を扶養する母子家庭の母及びその児童が、医療機関による診療または、保険薬局における調剤を受けた場合、自己負担額の一部を助成します。（但し、所得制限があります）

※ 各種福祉制度の利用申込みは、母子福祉推進員にご相談のうえ役場福祉係までご連絡ください。

（☎ 84-1211 内線 155・156）

▶ 良き相談相手
母子福祉推進員のみなさん



5月29日(金)は、国民年金5月分の納期です。